

計量法関係の県手数料

静岡県手数料徴収条例別表（第3条関係）抜粋

	事務の種類	手数料の名称	区分		単位	金額	備考	
245	計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づく定期検査	定期検査手数料	非自動 はかり	検出部 が電気 式又は 光電式 のもの であっ て、ひ ょう量 が1トン 以下の もの	ひょう量が 100キログ ラム以下の もの	1個に つき	1,400円	最小の目量 （隣接する目 盛標識のそれ ぞれが表す物 象の状態の量 の差をいう。 次項及び253の 項において同 じ。）又は表 記された感量 （質量計が反 応することが できる質量の 最小の変化を いう。次項及 び253の項にお いて同じ。） がひょう量の1 万分の1未満の ものにあつて は、区分の欄 の区分に応 じ、それぞれ 金額の欄に掲 げる額の2倍の 額とする。
					ひょう量が 250キログ ラム以下の もの	1個に つき	1,800円	
					ひょう量が 500キログ ラム以下の もの	1個に つき	2,200円	
					ひょう量が 500キログ ラムを超え るもの	1個に つき	3,100円	
				棒はかり又は光電式 以外のばね式指示は かりのうち直線目盛 のみがあるもの	1個に つき	250円		
			その他 のもの	ひょう量が 100キログ ラム以下の もの	1個に つき	500円		
				ひょう量が 250キログ ラム以下の もの	1個に つき	900円		
				ひょう量が 500キログ ラム以下の もの	1個に つき	1,500円		
				ひょう量が 1トン以下 のもの	1個に つき	2,100円		
				ひょう量が 2トン以下 のもの	1個に つき	3,700円		
				ひょう量が 5トン以下 のもの	1個に つき	6,900円		
				ひょう量が 10トン以下 のもの	1個に つき	1万700円		
				ひょう量が 20トン以下 のもの	1個に つき	1万5,000円		
				ひょう量が 30トン以下 のもの	1個に つき	1万9,100円		
				ひょう量が 40トン以下 のもの	1個に つき	2万1,600円		
				ひょう量が 50トン以下 のもの	1個に つき	2万9,800円		
	ひょう量が	1個に	5万1,200円					

計量法関係の県手数料

					50トンを超えるもの	つき			
					分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり（次項及び253の項において単に「おもり」という。）	1個につき	10円		
246	計量法第70条の規定に基づく検定	検定手数料	非自動はかり	検出部が電気式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が30キログラム以下のもの	1個につき	1,050円	最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額の2倍の額とする。	
					ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,250円		
					ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1,650円		
					ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,050円		
					ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき	2,350円		
					その他のもの	ひょう量が5キログラム以下のもの	1個につき		150円
						ひょう量が20キログラム以下のもの	1個につき		190円
						ひょう量が50キログラム以下のもの	1個につき		250円
						ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき		340円
						ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき		520円
			ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき		900円			
			ひょう量が1トン以下のもの	1個につき		1,550円			
			ひょう量が2トン以下のもの	1個につき		2,450円			
			ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,150円				
ひょう量が	1個につき	7,750円							

		10トン以下のもの	つき	
		ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	1万1,400円
		ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	1万4,150円
		ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	1万8,900円
		ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	2万1,300円
		ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	3万7,800円
分銅		表す質量が200グラム以下のもの	1個につき	20円
		表す質量が200グラムを超えるもの	1個につき	220円
おもり		質量が5キログラム以下のもの	1個につき	20円
		質量が20キログラム以下のもの	1個につき	90円
		質量が20キログラムを超えるもの	1個につき	290円
温度計		ガラス製体温計	1個につき	10円
		抵抗体温計	1個につき	90円
体積計	燃料油メーター	使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	1個につき	590円
		表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの（使用最大流量が1リットル毎分以下のものを除く。）	1個につき	1,550円
		その他のもの	1個につき	2,050円
		液化石油ガスメーター	1個につき	6,400円
	ガスメーター	使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの	1個につき	100円
		使用最大流量が65立方メートル毎時以下のもの	1個につき	220円
使用最大流		1個に	590円	

計量法関係の県手数料

				量が160立方メートル毎時以下のもの	つき	
				使用最大流量が400立方メートル毎時以下のもの	1個につき	960円
				使用最大流量が1,000立方メートル毎時以下のもの	1個につき	2,300円
				使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの	1個につき	5,500円
			アネロイド型圧力計	計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	1個につき	90円
				計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	1個につき	450円
				計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	1個につき	930円
			アネロイド型血圧計		1個につき	150円
247	計量法第75条の規定に基づく装置検査	装置検査手数料			1個につき	700円
248	計量法第91条第2項の規定に基づく届出製造事業者の指定に係る検査	検査手数料			1件につき	42万6,300円
249	計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	基準器検査手数料	長さ基準器（タクシーメータ一装置検査用基準器に限る。）		1個につき	1万3,400円
			質量基準器	基準手動天びん	1個につき	4,900円
			基準台手動はかり	ひょう量が1キログラム以下のもの	1個につき	3,350円
				ひょう量が10キログラム以下のもの	1個につき	5,300円
				ひょう量が50キログラム以下のもの	1個につき	7,800円
				ひょう量が200キログラム以下のもの	1個につき	1万500円
				ひょう量が500キログ	1個につき	1万4,000円

計量法関係の県手数料

				ラム以下のもの			
				ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき	1万4,000円に500キログラムまでを増すごとに6,900円を加えた額	
			一級基準分銅	表示質量が200グラム以下のもの	1個につき	3,200円	
				表示質量が200グラムを超えるもの	1個につき	7,900円	
			二級基準分銅	表示質量が5キログラム以下のもの	1個につき	640円	
				表示質量が50キログラム以下のもの	1個につき	780円	
				表示質量が50キログラムを超えるもの	1個につき	8,800円	
			三級基準分銅	表示質量が5キログラム以下のもの	1個につき	480円	
				表示質量が50キログラム以下のもの	1個につき	650円	
				表示質量が50キログラムを超えるもの	1個につき	7,100円	
			体積基準器	基準湿式ガスメーター	1個につき	1万8,400円	
				液体メーター用基準タンクであって燃料油メーターの検査に用いるもの	1個につき	1万3,600円	2以上のゲージグラスを有するものは、ゲージグラスが1増すごとに5割の額を加算する。
250	計量法第107条の規定に基づく計量証明の事業の登録の申請に対する審査	計量証明事業登録申請手数料			1件につき	5万3,800円	
251	計量法第115条の規定に基づく計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料			1件につき	1,750円	
252	計量法第115条の規定に基づく登録簿の謄本の交付又は登録簿を閲覧に供する事務	計量証明事業の登録簿の謄本交付手数料			1枚につき	760円	
		計量証明事業の登録簿の閲			1回につき	370円	

計量法関係の県手数料

		覧手数料						
253	計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査	計量証明検査手数料	非自動はかり	検出部が電気式又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,400円	最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額の2倍の額とする。
					ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1,800円	
					ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,200円	
					ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき	3,100円	
				棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	1個につき	250円		
			その他のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	500円		
				ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	900円		
				ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	1,500円		
				ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	2,100円		
				ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	3,700円		
				ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,900円		
				ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	1万700円		
				ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	1万5,000円		
				ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	1万9,100円		
				ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	2万1,600円		
				ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	2万9,800円		
				ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	5万1,200円		

計量法関係の県手数料

			分銅又はおもり	1個につき	10円	
			騒音計	使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	1個につき	2万2,700円
				その他のもの	1個につき	3万7,300円
			振動レベル計	1個につき	3万2,400円	
			濃度計	ジルコニア式酸素濃度計	1個につき	9万3,100円
				磁気式酸素濃度計	1個につき	9万3,100円
				溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	1個につき	12万3,500円
				紫外線式二酸化硫黄濃度計	1個につき	9万2,700円
				紫外線式窒素酸化物濃度計	1個につき	10万3,700円
				非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	1個につき	9万8,200円
				非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	1個につき	11万3,500円
				化学発光式窒素酸化物濃度計	1個につき	10万5,700円
				ガラス電極式水素イオン濃度指示計	1個につき	2万5,300円
254	計量法第127条第1項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	適正計量管理事業所指定申請手数料			1件につき	2,550円
255	計量法第127条第3項の規定に基づく適正管理事業所の指定に係る検査	適正計量管理事業所指定検査手数料		1件につき	7,400円	

特定計量器の所在の場所における検定・検査については、第3条第2項の規定に基づく所在場所検定（検査）費用が別途必要です。